

## 学長の再任の可否やその上限設定について

### <学長の再任とその上限>

可（1回のみ）

### <理由>

国立大学法人の中期目標期間が6年間であることに鑑みて、基本的に6年（国立大学法人の中期目標期間と同じ）を任期として学長にリーダーシップを発揮していただくことを前提とし、万が一の対応として中間点の3年目において実績を評価したうえで再任を可能とすることで、中期目標期間において次の中期目標を定める年度に交代し、自ら策定に携わった中期目標についてリーダーシップを発揮することができる任期とする趣旨で、学長選考・監察会議において設定した。

### <関連規則>

国立大学法人東京医科歯科大学学長の任期に関する規則（抜粋）

（任期）

第2条 学長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとし、引き続き6年を超えることはできない。

（規則 URL：<https://www.tmd.ac.jp/files/user/kisoku.pdf>）